

新 旧 対 照 表

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
目 次	目 次
第一編 総則	第一編 総則
第一章 通則	第一章 通則
法第36条及び第37条((収入金額及び必要経費))共通関係	法第36条及び第37条((収入金額及び必要経費))共通関係
〔出版業の所得計算〕	〔出版業の所得計算〕
<u>〔災害損失特別勘定〕</u>	
法第7条((課税所得の範囲))関係	法第7条((課税所得の範囲))関係
<u>〔特定有価証券の意義〕</u>	(新 設)
<u>7－1 令第17条第1項((非永住者の課税所得の範囲))に規定する「特定有価証券」とは、有価証券で次に掲げるものをいうことに留意する。</u>	
<u>(1) 譲渡(令第17条第1項に規定する譲渡をいう。以下この項において同じ。)の日の10年前の日以前に取得をしたもの</u>	
<u>(2) 譲渡の日の10年前の日の翌日から当該譲渡の日までの期間に取得をしたもので、その者が非永住者でなかった期間に取得をしたもの</u>	
<u>(3) 平成29年3月31日以前に取得をしたもの ((1)又は(2)に該当するものを除く。)</u>	
(非永住者に係る課税標準の計算……送金を受領しなかった場合)	(非永住者に係る課税標準の計算……送金を受領しなかった場合)
<u>7－2 非国外源泉所得(令第17条第4項第1号ただし書に規定する非国外源泉所得をいう。以下7－5までにおいて同じ。)及び国外源泉所得(同項に規定する国外源泉所得をいう。以下7－5までにおいて同じ。)を有する非永住者で国外から送金を受領しなかったものに係る課税標準は、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次により計算する。</u>	<u>7－1 非国外源泉所得(令第17条第1号ただし書((非永住者の国外源泉所得のうち課税される部分の金額の範囲等))に規定する非国外源泉所得をいう。以下7－4までにおいて同じ。)及び国外源泉所得(同条に規定する国外源泉所得をいう。以下7－4までにおいて同じ。)を有する非永住者で国外から送金を受領しなかったものに係る課税標準は、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次により計算する。</u>
(1) 国外源泉所得に係る所得で国内の支払に係るものがない場合 非国外源泉所得に係る全ての所得について法第2編第2章第1節((課税標準))から第3節((損益通算及び損失の繰越控除))までの規定により総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額を計算する。	(1) 国外源泉所得に係る所得で国内の支払に係るものがない場合 非国外源泉所得に係る全ての所得について法第2編第2章第1節((課税標準))から第3節((損益通算及び損失の繰越控除))までの規定により総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額を計算する。
(2) 国外源泉所得に係る所得で国内の支払に係るものがある場合 イ 非国外源泉所得及び国外源泉所得の別ごとに法第23条((利子所得))から第35条	(2) 国外源泉所得に係る所得で国内の支払に係るものがある場合 イ 非国外源泉所得及び国外源泉所得の別ごとに法第23条((利子所得))から第35条

((雑所得))まで(令第17条第4項第2号後段に規定する所得については、同号後段)の規定により各種所得の金額(各種所得のうち損失を生じているものについては、その損失の金額。以下7-3までにおいて同じ。)を計算する。

ロ イにより計算した各種所得の金額のうち国外源泉所得に係るものについては、令第17条第4項第3号の規定を適用して国内の支払に係る各種所得の金額を計算する。

ハ イにより計算した非国外源泉所得に係る各種所得の金額とロにより計算した国外源泉所得に係る各種所得で国内の支払に係るものの金額とを同種類のものごとに合計する。

ニ ハにより合計したそれぞれの各種所得の金額で令第17条第4項第2号後段に規定する所得に係るものについては、その所得の種類に応じ、それぞれ次により計算する。

(イ) 給与所得又は退職所得については、それぞれ法第28条第2項及び第4項((給与所得))又は第30条第2項((退職所得))の規定により給与所得の金額又は退職所得の金額を計算する。

(ロ) 山林所得、譲渡所得又は一時所得については、それぞれ法第32条第4項((山林所得))、第33条第4項((譲渡所得))又は第34条第3項((一時所得))に規定する特別控除額を控除し、山林所得の金額、譲渡所得の金額又は一時所得の金額を計算する。

ホ ハ及びニにより計算した各種所得の金額を基として、法第22条((課税標準))の規定により総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額を計算する。

(非永住者に係る課税標準の計算……送金を受領した場合)

7-3 非国外源泉所得及び国外源泉所得を有する非永住者で国外から送金を受領したものに係る課税標準は、次により計算する。

(1) 非国外源泉所得及び国外源泉所得の別ごとに法第23条から第35条まで(令第17条第4項第2号後段に規定する所得については、同号後段)の規定により各種所得の金額を計算する。

(2) (1)により計算した非国外源泉所得及び国外源泉所得の別ごとの各種所得の金額を、令第17条第4項第3号の規定により、それぞれ国内の支払に係るものと国外の支払に係るものとに区分する。

(3) (2)により区分した国外の支払に係る各種所得の金額について、非国外源泉所得及び国外源泉所得の別ごとに令第17条第4項第2号前段に規定する合計額(以下この項において「国外払の合計額」という。)を計算する。この場合において、国外源泉所得に係る国外払の合計額が赤字となるときは、送金があったものとみなされる金額はな

((雑所得))まで(令第17条第2号後段に規定する所得については、同号後段)の規定により各種所得の金額(各種所得のうち損失を生じているものについては、その損失の金額。以下7-2までにおいて同じ。)を計算する。

ロ イにより計算した各種所得の金額のうち国外源泉所得に係るものについては、令第17条第3号の規定を適用して国内の支払に係る各種所得の金額を計算する。

ハ イにより計算した非国外源泉所得に係る各種所得の金額とロにより計算した国外源泉所得に係る各種所得で国内の支払に係るものの金額とを同種類のものごとに合計する。

ニ ハにより合計したそれぞれの各種所得の金額で令第17条第2号後段に規定する所得に係るものについては、その所得の種類に応じ、それぞれ次により計算する。

(イ) 給与所得又は退職所得については、それぞれ法第28条第2項及び第4項((給与所得))又は第30条第2項((退職所得))の規定により給与所得の金額又は退職所得の金額を計算する。

(ロ) 山林所得、譲渡所得又は一時所得については、それぞれ法第32条第4項((山林所得))、第33条第4項((譲渡所得))又は第34条第3項((一時所得))に規定する特別控除額を控除し、山林所得の金額、譲渡所得の金額又は一時所得の金額を計算する。

ホ ハ及びニにより計算した各種所得の金額を基として、法第22条((課税標準))の規定により総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額を計算する。

(非永住者に係る課税標準の計算……送金を受領した場合)

7-2 非国外源泉所得及び国外源泉所得を有する非永住者で国外から送金を受領したものに係る課税標準は、次により計算する。

(1) 非国外源泉所得及び国外源泉所得の別ごとに法第23条から第35条まで(令第17条第2号後段に規定する所得については、同号後段)の規定により各種所得の金額を計算する。

(2) (1)により計算した非国外源泉所得及び国外源泉所得の別ごとの各種所得の金額を、令第17条第3号の規定により、それぞれ国内の支払に係るものと国外の支払に係るものとに区分する。

(3) (2)により区分した国外の支払に係る各種所得の金額について、非国外源泉所得及び国外源泉所得の別ごとに令第17条第2号前段に規定する合計額(以下この項において「国外払の合計額」という。)を計算する。この場合において、国外源泉所得に係る国外払の合計額が赤字となるときは、送金があったものとみなされる金額はないもの

いものとして、次の(4)の計算は行わない。 (4) 送金の受領額から(3)により計算した非国外源泉所得に係る国外払の合計額を控除した残額（当該国外払の合計額が赤字の場合には、当該送金の受領額に相当する金額）と(3)により計算した国外源泉所得に係る国外払の合計額とのうちいずれか少ない金額の送金があったものとみなし、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次によりその送金があったものとみなされる各種所得の金額を計算する。 イ 国外源泉所得に係る各種所得で国外の支払に係るものが1種類だけの場合 送金があったものとみなされる金額を当該各種所得の金額とする。 ロ 国外源泉所得に係る各種所得で国外の支払に係るものが2種類以上ある場合 令第17条第4項第4号の規定を適用して送金があったものとみなされる当該各種所得の金額を計算する。 (5) (1)により計算した非国外源泉所得に係る各種所得の金額、(2)により区分した国外源泉所得に係る各種所得で国内の支払に係るものの金額及び(4)のイ又はロにより求めた各種所得の金額を同種類のものごとに合計する。 (6) (5)により合計したそれぞれの各種所得の金額で令第17条第4項第2号後段に規定する所得に係るものについては、<u>7－2</u>の(2)の二と同様に当該各種所得の金額を計算する。 (7) (5)及び(6)により計算した各種所得の金額を基として、法第22条の規定により総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額を計算する。	として、次の(4)の計算は行わない。 (4) 送金の受領額から(3)により計算した非国外源泉所得に係る国外払の合計額を控除した残額（当該国外払の合計額が赤字の場合には、当該送金の受領額に相当する金額）と(3)により計算した国外源泉所得に係る国外払の合計額とのうちいずれか少ない金額の送金があったものとみなし、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次によりその送金があったものとみなされる各種所得の金額を計算する。 イ 国外源泉所得に係る各種所得で国外の支払に係るものが1種類だけの場合 送金があったものとみなされる金額を当該各種所得の金額とする。 ロ 国外源泉所得に係る各種所得で国外の支払に係るものが2種類以上ある場合 令第17条第4号の規定を適用して送金があったものとみなされる当該各種所得の金額を計算する。 (5) (1)により計算した非国外源泉所得に係る各種所得の金額、(2)により区分した国外源泉所得に係る各種所得で国内の支払に係るものの金額及び(4)のイ又はロにより求めた各種所得の金額を同種類のものごとに合計する。 (6) (5)により合計したそれぞれの各種所得の金額で令第17条第2号後段に規定する所得に係るものについては、<u>7－1</u>の(2)の二と同様に当該各種所得の金額を計算する。 (7) (5)及び(6)により計算した各種所得の金額を基として、法第22条の規定により総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額を計算する。
（国内において支払われたものの意義） <u>7－4</u>	（国内において支払われたものの意義） <u>7－3</u>
（確定申告等の時までに支払がない所得の支払地の推定） <u>7－5</u>	（確定申告等の時までに支払がない所得の支払地の推定） <u>7－4</u>
（送金の範囲） <u>7－6</u>	（送金の範囲） <u>7－5</u>
法第36条（（収入金額））関係 〔収入金額に収入すべき時期〕	法第36条（（収入金額））関係 〔収入金額に収入すべき時期〕
（配当所得の収入金額の収入すべき時期） 36－4 配当所得の収入金額の収入すべき時期は、法第36条第3項に規定するものを除き、	（配当所得の収入金額の収入すべき時期） 36－4 配当所得の収入金額の収入すべき時期は、法第36条第3項に規定するものを除き、

それぞれ次に掲げる日によるものとする。

(1) 法第24条第1項((配当所得))に規定する剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、金銭の分配又は基金利息（以下この項において「剰余金の配当等」という。）については、当該剰余金の配当等について定めたその効力を生ずる日。ただし、その効力を生ずる日を定めていない場合には、当該剰余金の配当等を行う法人の社員総会その他正当な権限を有する機関の決議があった日。また、資産の流動化に関する法律第115条第1項((中間配当))の規定による金銭の分配に係る取締役の決定において、特にその決定の効力発生日（同項に規定する一定の日から3か月内に到来する日に限る。）を定めた場合には、当該効力発生日

(2) 法第13条第3項に規定する投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）の収益の分配のうち、信託期間中のものについては収益計算期間の満了の日、信託の終了又は解約（一部の解約を含む。）によるものについてはその終了又は解約の日

(3) 法第25条((配当等とみなす金額))の規定により配当等とみなされる金額については、それぞれ次に掲げる日

イ 法第25条第1項第1号に掲げる合併によるものについては、その契約において定めたその効力を生ずる日。ただし、新設合併の場合は、新設合併設立会社の設立登記の日。

なお、これらの日前に金銭等が交付される場合には、その交付の日

ロ 法第25条第1項第2号に掲げる分割型分割によるものについては、その契約において定めたその効力を生ずる日。ただし、新設分割の場合は、新設分割設立会社の設立登記の日。

なお、これらの日前に金銭等が交付される場合には、その交付の日

ハ 法第25条第1項第3号に掲げる株式分配によるものについては、当該株式分配について定めたその効力を生ずる日。ただし、その効力を生ずる日を定めていない場合には、当該株式分配を行う法人の社員総会その他正当な権限を有する機関の決議があった日。

ニ 法第25条第1項第4号に掲げる資本の払戻しによるものについては、資本の払戻しに係る剰余金の配当又は法第24条第1項に規定する出資等減少分配がその効力を生ずる日

ホ 法第25条第1項第4号に掲げる解散による残余財産の分配によるものについては、その分配開始の日。ただし、その分配が数回に分割して行われる場合には、それぞれの分配開始の日

ヘ 法第25条第1項第5号に掲げる自己の株式又は出資の取得によるものについては、その法人の取得の日

それぞれ次に掲げる日によるものとする。

(1) 法第24条第1項((配当所得))に規定する剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、金銭の分配又は基金利息（以下この項において「剰余金の配当等」という。）については、当該剰余金の配当等について定めたその効力を生ずる日。ただし、その効力を生ずる日を定めていない場合には、当該剰余金の配当等を行う法人の社員総会その他正当な権限を有する機関の決議があった日。また、資産の流動化に関する法律第115条第1項((中間配当))の規定による金銭の分配に係る取締役の決定において、特にその決定の効力発生日（同項に規定する一定の日から3か月内に到来する日に限る。）を定めた場合には、当該効力発生日

(2) 法第13条第3項に規定する投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）の収益の分配のうち、信託期間中のものについては収益計算期間の満了の日、信託の終了又は解約（一部の解約を含む。）によるものについてはその終了又は解約の日

(3) 法第25条((配当等とみなす金額))の規定により配当等とみなされる金額については、それぞれ次に掲げる日

イ 同条第1項第1号に掲げる合併によるものについては、その契約において定めたその効力を生ずる日。ただし、新設合併の場合は、新設合併設立会社の設立登記の日。

なお、これらの日前に金銭等が交付される場合には、その交付の日

ロ 同条第1項第2号に掲げる分割型分割によるものについては、その契約において定めたその効力を生ずる日。ただし、新設分割の場合は、新設分割設立会社の設立登記の日。

なお、これらの日前に金銭等が交付される場合には、その交付の日

ハ 同条第1項第3号に掲げる資本の払戻しによるものについては、資本の払戻しに係る剰余金の配当又は法第24条第1項に規定する出資等減少分配がその効力を生ずる日

ニ 法第25条第1項第3号に掲げる解散による残余財産の分配によるものについては、その分配開始の日。ただし、その分配が数回に分割して行われる場合には、それぞれの分配開始の日

ホ 同条第1項第4号に掲げる自己の株式又は出資の取得によるものについては、その法人の取得の日

ト 法第25条第1項第6号に掲げる出資の消却、出資の払戻し、社員その他の出資者の退社若しくは脱退による持分の払戻し又は株式若しくは出資を法人が取得することなく消滅させることによるものについては、これらの事実があった日

チ 法第25条第1項第7号に掲げる組織変更によるものについては、組織変更計画において定めたその効力を生ずる日。ただし、効力を生ずる日前に金銭等が交付される場合には、その交付の日

- (4) いわゆる認定配当とされるもので、その支払をすべき日があらかじめ定められているものについてはその定められた日、その日が定められていないものについては現実にその交付を受けた日（その日が明らかでない場合には、その交付が行われたと認められる事業年度の終了の日）

法第37条（（必要経費）関係

〔資本的支出と修繕費等〕

（災害の復旧費用の必要経費算入）

37－12の2 災害により被害を受けた固定資産（以下この項において「被災固定資産」という。）の被災前の効用を維持するために行う補強工事、排水又は土砂崩れの防止等のために支出した費用の額（当該費用に係る損失につき法第51条第1項若しくは第4項又は第72条の規定の適用を受けている場合には、当該費用のうち、これらの規定に規定する損失の額に算入された金額を除く。）を修繕費の額として当該業務に係る所得の金額を計算し、それに基づいて確定申告を行っているときは、37－10にかかわらず、これを認めるものとする。

（注）1 被災固定資産の復旧に代えて資産の取得をし、又は特別の施設（被災固定資産の被災前の効用を維持するためのものを除く。）を設置する場合の当該資産の取得又は特別の施設の設置は新たな資産の取得に該当し、その取得のために支出した金額は、これらの資産の取得の対価及び付随費用となるのであるから、これらの資産の取得価額に含めることに留意する。

- 2 この取扱いは、令第140条（（固定資産に準ずる資産の範囲））に規定する繰延資産につき、当該繰延資産の基因となる固定資産について損壊等の被害があった場合について準用する。

（損壊した賃借資産等に係る修繕費）

37－15の3 居住者が、不動産所得、事業所得又は山林所得（以下この項において「事業所得等」という。）を生ずべき事業の用に供している賃借資産等（賃借若しくは賃貸をして

へ 同条第1項第5号に掲げる出資の消却、出資の払戻し、社員その他の出資者の退社若しくは脱退による持分の払戻し又は株式若しくは出資を法人が取得することなく消滅させることによるものについては、これらの事実があった日

ト 同条第1項第6号に掲げる組織変更によるものについては、組織変更計画において定めたその効力を生ずる日。ただし、効力を生ずる日前に金銭等が交付される場合には、その交付の日

- (4) いわゆる認定配当とされるもので、その支払をすべき日があらかじめ定められているものについてはその定められた日、その日が定められていないものについては現実にその交付を受けた日（その日が明らかでない場合には、その交付が行われたと認められる事業年度の終了の日）

法第37条（（必要経費）関係

〔資本的支出と修繕費等〕

（災害の復旧費用の必要経費算入）

37－12の2 災害により被害を受けた固定資産（以下この項において「被災資産」という。）の被災前の効用を維持するために行う補強工事、排水又は土砂崩れの防止等のために支出した費用の額（当該費用に係る損失につき法第51条第1項若しくは第4項又は第72条の規定の適用を受けている場合には、当該費用のうち、これらの規定に規定する損失の額に算入された金額を除く。）を修繕費の額として当該業務に係る所得の金額を計算し、それに基づいて確定申告を行っているときは、37－10にかかわらず、これを認めるものとする。

（注）1 被災資産の復旧に代えて資産の取得をし、又は特別の施設（被災資産の被災前の効用を維持するためのものを除く。）を設置する場合の当該資産の取得又は特別の施設の設置は新たな資産の取得に該当し、その取得のために支出した金額は、これらの資産の取得の対価及び付随費用となるのであるから、これらの資産の取得価額に含めることに留意する。

- 2 この取扱いは、令第140条（（固定資産に準ずる資産の範囲））に規定する繰延資産につき、当該繰延資産の基因となる固定資産について損壊等の被害があった場合について準用する。

（新 設）

いる又は販売をした土地、建物、機械装置等をいう。)につき、契約により修繕等を行うこととされているものでない場合においても、当該賃借資産等が災害により被害を受けたため、当該賃借資産等の原状回復を行い、その費用の額を修繕費として、事業所得等の金額の計算上必要経費に算入しているときは、これを認めるものとする。

(注) 1 この取扱いにより修繕費として取り扱う費用の額は、36・37共－7の5の災害損失特別勘定への繰入れの対象とはならないことに留意する。

2 当該居住者が、その修繕費の額として、事業所得等の金額の計算上必要経費に算入した金額に相当する金額につき貸人等から支払を受けた場合には、その支払を受けた日の属する年分の事業所得等の金額の計算上、総収入金額に算入する。

3 居住者が賃借している法第67条の2第1項((リース取引に係る所得の金額の計算))に規定するリース資産が災害により被害を受けたため、契約に基づき支払うこととなる規定損害金(免除される金額及び災害のあった日の属する年の12月31日までに支払った金額を除く。)については、災害のあった日の属する年分において必要経費に算入することができることに留意する。

法第36条及び第37条((収入金額及び必要経費))共通関係

〔災害損失特別勘定〕

(災害損失特別勘定の設定)

36・37共－7の5 不動産所得、事業所得又は山林所得(以下36・37共－7の9までにおいて「事業所得等」という。)を生ずべき事業を営む居住者が、被災資産の修繕等のために要する費用を見積もり、36・37共－7の6に定める合計額以下の金額を被災年分(災害のあった日の属する年分をいう。以下36・37共－7の9までにおいて同じ。)において災害損失特別勘定に繰り入れた場合は、その繰り入れた金額については、その者の被災年分の事業所得等の金額の計算上、必要経費に算入することができるものとする。

この場合、当該被災年分の確定申告書に災害損失特別勘定の必要経費算入に関する明細書を添付するものとする。

(注) 「被災資産」とは、次に掲げる資産で災害により被害を受けたものをいう(以下36・37共－7の9までにおいて同じ。))。

(1) 居住者の有する棚卸資産

(2) 居住者の有する固定資産で事業所得等を生ずべき事業の用に供するもの(その者が賃貸をしている資産で、契約により賃借人が修繕等を行うこととされているものを除く。)

(3) 居住者が賃貸をしている資産又は販売等をした資産で、契約によりその者が修

法第36条及び第37条((収入金額及び必要経費))共通関係

(新 設)

(新 設)

繕等を行うこととされているもの

(4) 山林

(災害損失特別勘定の繰入額)

36・37共－7の6 36・37共－7の5の災害損失特別勘定の繰入額は、被災資産について、災害のあった日から1年を経過する日までに支出すると見込まれる次に掲げる費用その他これらに類する費用（以下36・37共－7の9までにおいて「修繕費用等」という。）の見積額（災害のあった日の属する年（以下36・37共－7の9までにおいて「被災年」という。）の翌年の1月1日以後に支出すると見込まれるものに限る。）の合計額（当該被災資産に係る保険金、損害賠償金、補助金その他これらに類するもの（以下36・37共－7の9までにおいて「保険金等」という。）により補填される金額がある場合には、当該金額の合計額を控除した残額）とする。

(1) 被災資産の滅失、損壊又は価値の減少による当該被災資産の取壊し又は除去の費用その他の付随費用

(2) 土砂その他の障害物を除去するための費用

(3) 被災資産の原状回復のための修繕費（被災資産の被災前の効用を維持するために行う補強工事、排水又は土砂崩れの防止等のために支出する費用を含む。）

(4) 被災資産の損壊又はその価値の減少を防止するための費用

(注) 1 法令の規定、地方公共団体の定めた復興計画等により、一定期間修繕等の工事に着手できないこととされている場合におけるこの項の適用については、「災害のあった日から1年を経過する日」とあるのは、「修繕等の工事に着手できることとなる日から1年を経過する日」とすることができる。

2 51－2の2の適用を受けた資産については、上記(1)及び(2)に掲げる費用に限り災害損失特別勘定への繰入れの対象とすることができることに留意する。

(被災資産の修繕費用等の見積りの方法)

36・37共－7の7 36・37共－7の6の修繕費用等の見積額は、その修繕等を行うことが確実な被災資産につき、例えば、次の額によるなど合理的に見積もるものとする。

(1) 建設業者、製造業者等による当該被災資産に係る修繕費用等の見積額

(2) 相当部分が損壊等をした当該被災資産につき、次のイからロを控除した金額

イ 再取得価額又は国土交通省建築物着工統計の工事費予定額から算定した建築価額等を基礎として、当該被災資産の取得の時から被災年の12月31日まで償却を行ったものとした場合に計算される未償却残額

ロ 被災年の12月31日における価額

(新 設)

(新 設)

(災害損失特別勘定の総収入金額算入)

(新 設)

36・37共－7の8 居住者が、被災資産に係る修繕費用等の額として、被災年分の翌年分の事業所得等の金額の計算上必要経費に算入した金額(保険金等により補填された金額がある場合には、当該金額の合計額を控除した残額)がある場合には、当該必要経費に算入した金額に相当する災害損失特別勘定の金額を取り崩し、当該金額をその者の被災年分の翌年分の事業所得等の金額の計算上、総収入金額に算入する。

また、被災年の翌年の12月31日において災害損失特別勘定の残額(災害損失特別勘定に繰り入れた金額から同日までに総収入金額に算入した金額を控除した残額をいう。36・37共－7の9において同じ。)を有している場合には、当該残額をその者の被災年分の翌年分の事業所得等の金額の計算上、総収入金額に算入するものとする。

これらの場合、被災年分の翌年分の確定申告書に、災害損失特別勘定の総収入金額算入に関する明細書を添付するものとする。

(修繕等が遅れた場合の災害損失特別勘定の総収入金額算入の特例)

(新 設)

36・37共－7の9 被災資産に係る修繕等がやむを得ない事情により被災年の翌年の12月31日までに完了しなかったため、同日において災害損失特別勘定の残額を有している場合において、被災年分の翌年分に係る確定申告書の提出期限までに災害損失特別勘定の総収入金額算入年分の延長確認申請書を所轄税務署長に提出し、その確認を受けたときは、36・37共－7の8にかかわらず、次に掲げる年分に応じ、それぞれ次に定める金額に相当する災害損失特別勘定の金額を取り崩し、当該金額をその者の当該年分の事業所得等の金額の計算上、総収入金額に算入するものとする。この場合においては、各年分の確定申告書に、災害損失特別勘定の総収入金額算入に関する明細書を添付するものとする。

(1) 修繕等が完了すると見込まれる日の属する年分(以下この項において「修繕完了年分」という。) 当該見込まれる日の属する年の12月31日における災害損失特別勘定の金額

(2) 災害のあった日から2年を経過する日の属する年分以後の各年分(修繕完了年分前の各年分に限る。) 被災資産に係る修繕費用等の額としてその者の当該各年分の事業所得等の金額の計算上必要経費に算入した金額があるときは、当該必要経費に算入した金額(保険金等により補填される金額がある場合には、当該金額の合計額を控除した残額)

(注) 上記の取扱いの適用を受ける場合には、各年分の災害損失特別勘定の残額から修繕費用等の見込額(翌年の1月1日から当該修繕等が見込まれる日の属する年の12月31日までに支出することが見込まれる修繕費用等の額の合計額(保険金等により補填される金額がある場合には、当該金額の合計額を控除した残額をいい、災害損失特別勘定の残額を限度とする。)をいう。)を控除した金額を、その者の当該各年

分の事業所得等の金額の計算上、総収入金額に算入することとなる。

(繰延資産の基因となった資産について損壊等の被害があった場合)

36・37共－7の10 36・37共－7の5から36・37共－7の9までの取扱いは、災害により令第140条((固定資産に準ずる資産の範囲))に規定する繰延資産につき、当該繰延資産の基因となる固定資産について損壊等の被害があった場合について準用する。

法第67条の2((リース取引に係る所得の金額の計算))関係

(おおむね100分の90の判定等)

67の2－2 令第197条の2第2項に規定する「おおむね100分の90」の判定に当たって、次の点については、次のとおり取り扱うことに留意する。

- (1) 資産の賃貸借に係る契約等において、賃借人が賃貸借資産を購入する権利を有し、当該権利の行使が確実であると認められる場合には、当該権利の行使により購入するときの購入価額をリース料の額に加算する。この場合、その契約書等に当該購入価額についての定めがないときは、残価に相当する金額を購入価額とする。

(注) 残価とは、賃貸人におけるリース料の額の算定に当たって賃貸借資産の取得価額及びその取引に係る付随費用(賃貸借資産の取得に要する資金の利子、固定資産税、保険料等その取引に関連して賃貸人が支出する費用をいう。)の額の合計額からリース料として回収することとしている金額の合計額を控除した残額をいう。

- (2) 資産の賃貸借に係る契約等において、中途解約に伴い賃貸借資産を賃貸人が処分し、未経過期間に対応するリース料の額からその処分価額の全部又は一部を控除した額を賃借人が支払うこととしている場合には、当該全部又は一部に相当する金額を賃借人が支払うこととなる金額に加算する。

(注) 67の2－1の(1)の判定においても同様とする。

- (3) 賃貸借資産の取得者である賃貸人に対し交付された補助金等(当該補助金等の交付に当たり賃借料の減額が条件とされているものに限る。)がある場合には、令第197条の2第2項の「賃借人が支払う賃借料の金額の合計額」は、当該賃貸借に係る契約等に基づく賃借料の金額の合計額に当該減額相当額を加算した金額による。

(注) 「減額相当額」は、賃借人における賃貸借資産の取得価額には算入しない。

法第70条((純損失の繰越控除))関係

[被災事業用資産の損失の金額の計算等]

(新 設)

法第67条の2((リース取引に係る所得の金額の計算))関係

(おおむね100分の90の判定等)

67の2－2 令第197条の2第2項に規定する「おおむね100分の90」の判定に当たって、次の点については、次のとおり取り扱うことに留意する。

- (1) 資産の賃貸借に係る契約等において、賃借人が賃貸借資産を購入する権利を有し、当該権利の行使が確実であると認められる場合には、当該権利の行使により購入するときの購入価額をリース料の額に加算する。この場合、その契約書等に当該購入価額についての定めがないときは、残価に相当する金額を購入価額とする。

(注) 残価とは、賃貸人におけるリース料の額の算定に当たって賃貸借資産の取得価額及びその取引に係る付随費用(賃貸借資産の取得に要する資金の利子、固定資産税、保険料等その取引に関連して賃貸人が支出する費用をいう。)の額の合計額からリース料として回収することとしている金額の合計額を控除した残額をいう。

- (2) 資産の賃貸借に係る契約等において、中途解約に伴い賃貸借資産を賃貸人が処分し、未経過期間に対応するリース料の額からその処分価額の全部又は一部を控除した額を賃借人が支払うこととしている場合には、当該全部又は一部に相当する金額を賃借人が支払うこととなる金額に加算する。

(注) 67の2－1の(1)の判定においても同様とする。

法第70条((純損失の繰越控除))関係

[被災事業用資産の損失の金額の計算等]

	(災害損失特別勘定を設定した場合の被災事業用資産の損失の範囲等)
<u>70-4の2</u> 不動産所得、事業所得又は山林所得（以下この項において「事業所得等」という。）を生ずべき事業を営む居住者が、災害のあった日の属する年分において36・37共-7の5の災害損失特別勘定に繰り入れた金額を有する場合には、当該金額は、法第70条第3項に規定する災害による損失の金額（以下この項において「被災事業用資産の損失の金額」という。）に含まれることに留意する。 この場合において、当該災害のあった日の属する年の翌年以後の各年の1月1日において災害損失特別勘定の金額を有するときには、当該各年分において被災資産に係る修繕費用等（36・37共-7の6に定める「修繕費用等」をいう。）の額として、事業所得等の金額の計算上必要経費に算入した金額（保険金等（36・37共-7の6に定める「保険金等」をいう。）により補填された金額がある場合には、当該金額の合計額を控除した残額をいい、被災事業用資産の損失の金額に該当する部分の金額に限る。）の合計額から当該各年の1月1日における災害損失特別勘定の金額を控除した残額が当該各年分における被災事業用資産の損失の金額となることに留意する。	
〔災害関連費用（令第203条関係）〕	
(災害関連費用に含まれる被害の発生防止費用)	
<u>70-11</u> (廃 止)	
法第95条((外国税額控除))関係	

(新 設)	
〔災害関連費用（令第203条関係）〕	
(災害関連費用に含まれる被害の発生防止費用)	
<u>70-10の2</u> <u>(賃借建物等に係る原状回復のための修繕費等)</u> <u>70-11</u> 賃借建物等を不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業の用に供している場合において、当該賃借建物等が災害により損壊等をしたため賃借人がその災害のやんだ日の翌日から1年以内（大規模な災害の場合その他やむを得ない事情がある場合には、3年以内）に原状回復のため修繕費等を支出したときは、その支出した金額のうち賃貸人に対して有益費の請求等を行わないことが明らかな部分については、当該賃借人に係る被災事業用資産の損失とするものとする。 (注) 賃貸建物等につき賃借人の負担により原状回復が行われた場合には、賃貸人についてはその回復された限度において当該賃貸建物等の損失はなかったこととなる。	
法第95条((外国税額控除))関係	

(外国所得税を課されたことを証する書類) 95-30 規則第41条第1項第3号((外国税額控除を受けるための書類等))の「税を課されたことを証する……その納付を証する書類」には、申告書の写し又は現地の税務官署が発行する納税証明書等のほか、更正若しくは決定に係る通知書、賦課決定通知書、納税告知書、源泉徴収の外国所得税に係る源泉徴収票その他これらに準ずる書類又はこれらの書類の写しが含まれる。 法第120条((確定所得申告))関係 (2月15日以前に提出された確定申告書の受理) 120-2 その年分の確定申告書(法第120条第8項及び第122条第1項((還付等を受けるための申告))に規定する申告書を除く。)がその年の翌年の2月15日以前に提出された場合には、当該申告書は通則法第17条第2項((期限内申告))に規定する期限内申告書に該当するものとする。	(外国所得税を課されたことを証する書類) 95-30 規則第41条第3号((外国税額控除を受けるための書類))の「税を課されたことを証する……その納付を証する書類」には、申告書の写し又は現地の税務官署が発行する納税証明書等のほか、更正若しくは決定に係る通知書、賦課決定通知書、納税告知書、源泉徴収の外国所得税に係る源泉徴収票その他これらに準ずる書類又はこれらの書類の写しが含まれる。 法第120条((確定所得申告))関係 (2月15日以前に提出された確定申告書の受理) 120-2 その年分の確定申告書(法第120条第6項及び第122条第1項((還付等を受けるための申告))に規定する申告書を除く。)がその年の翌年2月15日以前に提出された場合には、当該申告書は通則法第17条第2項((期限内申告))に規定する期限内申告書に該当するものとする。
--	---